

## 高齢者福祉施設及び居宅サービス等に関する基準等を定める条例案について

### 1. 条例制定の背景

平成 23 年 5 月 2 日付及び同年 8 月 30 日付で、地域主権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が公布され、老人福祉法、介護保険法及び社会福祉法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされた。

#### 【市が定めることとなる条例】

- 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### 2. 本市での検討状況

時 期	検 討 事 項
平成 24 年 4 月 25 日	健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 案件：条例骨子案の審議 内容：青森市の独自基準として、特別養護老人ホーム等の居室定員を 4 人以下とすることとし、それ以外の基準については各基準省令のとおりとする骨子案を取りまとめた。
平成 24 年 6 月 1 日 ～ 31 日	わたしの意見提案制度により市民意見の聴取 結果：市民意見なし

平成 24 年 7 月 ～ 11 月	庁内での条例策定協議 結果：地域主権一括法関連の各条例の整理の中で、新たな独自基準を設けることとし、追加した独自基準について、改めて市民意見をし、審議会に諮ることとした。
平成 24 年 12 月 15 日～平成 25 年 1 月 14 日	わたしの意見提案制度により市民意見を聴取 結果：市民意見なし
平成 25 年 1 月 18 日	健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会

### 3. 本市での条例制定の基本的な考え方

これまでの青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議結果や、わたしの意見提案制度における市民意見の聴取結果を踏まえ、次に掲げる独自基準を除き、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないと判断し、省令に定める基準と同様とする。

### 4. 本市の独自基準として条例に定めるもの

#### (1) 特別養護老人ホーム等の居室の定員（平成 24 年度第 1 回の本分科会で審議済み）

現在、本市に開設されている特別養護老人ホーム 12 施設のうち、6 施設で多床室を有している状況にあり、現に当該施設において、多床室で低廉な室料負担で生活している方もいることに加え、全国と比べ、給与水準や所得水準の低い本県の実情を踏まえ、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員については、4 人以下とする。

#### (独自基準の対象となる条例案)

番号	条例案の名称	独自基準の内容
1	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案	「特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)」及び「地域密着型特別養護老人ホーム(定員 29 人以下)」の居室の定員について、「1 人(必要と認められる場合 2 人)」を「4 人以下」とする。
2	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の居室の定員について、「1 人(必要と認められる場合 2 人)」を「4 人以下」とする。
3	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	「指定介護老人福祉施設」の居室の定員について、「1 人(必要と認められる場合 2 人)」を「4 人以下」とする。

(2) 介護サービス事業所等の文書保存期間の変更

介護サービス等を行う事業所における文書の保存期間については、国の省令と同様、2年間とすることで調整を進めてきたが、介護給付費の過払い等に係る返還請求権が地方自治法上5年間とされていることや、類似の障害者サービスに係る市条例では5年間としていることから、各条例案においても、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間について、5年間とするものである。

また、社会福祉法に基づく軽費老人ホームにおける文書の保存期間は、省令では2年間とされているが、補助金交付対象事業に関する記録について、別に市長が定めることとするものである。

(独自基準の対象となる条例案)

番号	条例案の名称	独自基準の内容
1	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等の居宅サービスを提供する事業所について、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
2	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売等の介護予防サービスを提供する事業所について、予防給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
3	青森市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス等の地域密着型サービスを提供する事業所について、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
4	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護予防サービスを提供する事業所について、予防給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。

番号	条例案の名称	独自基準の内容
5	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	指定介護老人福祉施設について、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
6	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案	介護老人保健施設について、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
7	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	指定介護療養型医療施設について、介護給付費の請求及び受領に関する記録の保存期間を5年間とする。
8	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案	軽費老人ホームについて、補助金交付対象事業に関する記録の保存期間については、別に市長が定めることとする。

### (3) 基準該当サービスの削除

基準該当サービスとは、サービスの供給量が不足している場合などに、通常の指定を受けるべき基準の一部を満たしていない事業所であっても、一定の水準を満たすサービスを提供できるときには市町村の判断で保険給付の対象にできる制度である。

現在、本市では通常の指定介護サービス事業所によるサービス供給が十分に確保されていることから、基準該当サービスを認めていないところであり、条例に当該サービスの規定を残すことは、当該サービスを認めるという誤解を与えるおそれがあることから、当該サービスを規定する条項を削除するものである。

#### (独自基準の対象となる条例骨子案)

番号	条例案の名称	独自基準の内容
1	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	基準該当サービスに関連する条項を削除する。 (対象となるサービス) 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与
2	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案	基準該当サービスに関連する条項を削除する。 (対象となるサービス) 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与

( 4 ) 独自基準ではないが省令にない事項を定めるもの

#### **暴力団の排除**

青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）を踏まえ、高齢者福祉施設及び居宅サービス等に関する基準等を定めるすべての条例案（10 件）について、それぞれの事業者や従業員は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならないとする規定を設ける。

#### **秘密保持等**

個人情報保護などの観点から、高齢者福祉施設及び居宅サービス等に関する基準等を定めるすべての条例案（10 件）について、従業員や従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとする規定を設ける。

#### **委 任**

条例の施行に関して必要な事項（条例を受けた運用上の解釈など）は市長が別に定めるとする規定を設ける。